

## 花壇造成補助事業のお知らせ

村では、農村地域景観づくりを推進することを目的に、団体(3名以上)及び地区単位で行う花壇造成事業について下記のとおり、事業を行う団体等に支援いたしますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

### 1. 補助の対象者

村内の沿道周辺の花壇造成に取り組む地区、町内会、団体単位(3人集団以上)

### 2. 補助金の交付額

#### ①補助対象経費

事業を実施するための花壇造成代、種子、苗代及び資材代。ただし、消費税及び寄付金等の収入額がある場合はその経費を除きます。

#### ②補助基本額

- ・地区単位で実施する場合⇒1地区当り40,000円を超えない額
- ・団体単位(3人集団以上)で事業を実施する場合⇒構成員1人当り4,000円を超えない額

#### ③補助金等交付額

「①補助対象経費」と「②補助基本額」とを比較し少ない額以内を交付額とします

### 3. 事業の実施方法

#### ①補助金の交付申請

申請に当っては印鑑持参の上来庁し、手続きを行ってください。

#### ②申請受付期間

平成28年6月1日まで。

#### ③事業実施期間

補助金の交付決定の日から平成28年11月30日まで。

#### ④補助事業完了後

補助金額を確定するために、事業に係る経費の領収書が必要ですので、実績報告をする際にご提出ください。

◎ 事業の申請、精算等については下記にお問い合わせください。

留寿都村役場企画観光課  
電話 46-3131

平成28年 4月20日

